## 介護職員初任者研修 学則

#### 1 研修の目的

研修は、介護職員初任者研修課程の習得を目指し、介護職員として職務に当たる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術の 習得に留まらず、より専門的な知識・技能を修得させることを目標として、介護職員養成を行うことを目的とする。

2 研修の名称

介護職員初任者研修

3 法人の名称・住所

合同会社 ライブビジネス

〒880-0051 宮崎県宮崎市江平西一丁目2番27号

- 4 指定番号
- · 求職者支援訓練 実施機関番号 (201090044)
- ·介護職員初任者研修 指定番号( 45016 )
- 5 事業所の概要

事業所名称 ライブビジネススクール

事業内容 社員研修、パソコン教室、簿記講座、公共職業訓練、求職者支援訓練、

介護職員初任者研修、介護事務講座、医療事務講座、各種セミナー開催

連絡先 0985-71-6287

営業時間 8:30~18:00

認定会場 中央職業能力開発協会 コンピュータサービス技能評価試験

認定研修事業所 宮崎県介護職員初任者研修事業所

準認定会場 株式会社サーティファイ ビジネス能力認定

財団法人実務技能検定協会 サービス接遇検定

財団法人専修学校教育振興会 ビジネス能力検定(B 検定)

6 研修カリキュラム

学則-別添1 介護職員初任者研修カリキュラム 参照

7 講義・演習室

講義・演習場所

宮崎市江平西一丁目2番24号・27号・28号 丸三ビル内 講義室・演習室 宮崎県都城市姫城町7-8

設 備:男女別トイレ、洗面、喫煙所、飲物自動販売機、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、流し台、 荷物キャビネット、冷暖房完備

教材備品:介護用ベッド×3、簡易トイレ×3、車いす×3、介護浴槽×3

8 実習施設

なし

#### 9 講義を通信の方法によって行う地域

通信カリキュラムの講義及び演習の履修日に通学できる地域

## 10 講師プロフィール (五十音順)

【講師名】	【講師区分】	【資格】
朝倉 朋子	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
伊藤 久美	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
上田 浩史	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士・理学療法士
内田 千賀子	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
頴 川 厚子	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士・養護教諭・中学校教諭二級普通免許
長 田 薫 里	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
押川 佳代	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
甲斐 美鈴	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
上西窪 夏実	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
河野 一美	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
小 城 由 紀	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
黒木勝久	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
坂 井 省 悟	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
﨑 村 一 童	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
島田 恵美子	介護福祉士Ⅱ	看護師
原口 友和	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
前 田 優	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
増田 登賜隆	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
三雲 崇世	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
御手洗 みさを	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
安田 理香	介護福祉士Ⅱ	介護福祉士
横山 武彦	介護福祉士Ⅱ	看護師

## 11 使用テキスト

「介護職員初任者研修課程テキスト」1~3 日本医療企画発行

#### 12 研修修了の認定方法

受講態度が良く、介護職員初任者研修の講義及び演習のすべてのカリキュラムを履修した者を修了評価の対象とする。修了評価は筆記試験を行い、下記評価基準を満たした者を研修修了者として認定し、修了証明書を発行する。 但し、修了評価不合格者については、再試験・再指導等を実施し再評価を行い、評価基準を満たした受講生に対して研修 修了者として認定し、修了証明書を発行する。

<評価基準>

- (1)修了評価 70/100 点以上。
- (2)添削問題 80/100 点以上(通信の場合)

#### 13 添削指導及び面接指導の方法

#### (1)添削指導

①通信で介護職員初任者研修を受講する場合

Ⅰ研修カリキュラムの通信については定められた期間内に添削課題1~5を課して実施する。

Ⅱ定められた期間内に5回分全ての添削課題を提出する。

Ⅲ添削課題の添削後返却し、80/100点未満の者は定められた期間内に再度提出する。

- ②求職者支援訓練および公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合なし
- ③宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合な1.

## (2)面接指導(講義)

- ①通信で介護職員初任者研修を受講する場合 テキストに沿って担当講師が教授する。
- ②求職者支援訓練および公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合 テキストに沿って担当講師が教授する。
- ③宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合 テキストに沿って担当講師が教授する。
- 14 研修欠席者等に対する補講の方法

下記(1)~(4)欠席理由において、受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかったときは、受講者と当校が調整した補講日において、同等の知識が得られる措置を講じる。

- (1) 病気、怪我
- (2) 天災地変、台風
- (3) 交通機関等のストライキ
- (4)その他真にやむを得ない事由として当校が認めるもの

## 15 受講要件

(1)通信で介護職員初任者研修を受講する場合

心身ともに健康で、訪問介護事業に従事しようとする就業意欲のある方、若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする方。年齢・性別・学歴不問とする。

- (2) 求職者支援訓練及び公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合
  - (1)の要件に加え、公共職業安定所にて職業相談・受講申込を行い、当校の筆記試験及び面接等を経て、当校が受講者として認めた方。
- (3)宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合
  - (1)の要件に加え、宮崎県障害福祉課にて受講申込を行い、当校での面接等を経て受講者として認めた方。

#### 16 募集方法

- (1)通信で介護職員初任者研修を受講する場合 当校ホームページ及び広告媒体にて募集を行う。
- (2)求職者支援訓練及び公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合居住地を管轄する公共職業安定所で募集を行う。
- (3)宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合 宮崎県障害福祉課により県庁ホームページ及び関係機関へ文書の送付により募集を行う。

## 17 受講手続

- (1)通信で介護職員初任者研修を受講する場合
  - ①当校へ直接お越しになり、「受講申込書」と「誓約書」を記入し申し込む。
  - ②電話にて「受講申込書」と「誓約書」を請求し、郵送またはファックスにて申し込む。
  - ③当校ホームページの「受講申込書」と「誓約書」をダウンロード後プリントし、郵送またはファックスにて申し込む。
- (2) 求職者支援訓練および公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合

定められた期間内において公共職業安定所から発行された「受講申込書」を持参または郵送にて申し込む。

(3)宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合

定められた期間内において宮崎県障害福祉課から発行された「受講申込書」を宮崎県障害福祉課へ持参または郵送にて申し込む。

- 18 受講料、実習費、補講、修了証明書の再発行に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその支払方法
- ・受講料、補講について
- (1)通信で介護職員初任者研修を受講する場合
  - ①費用

受講料80,000円(税別)、テキスト代6,000円(税別)。

ただし、受講料・テキスト代については、キャンペーン等により割引価格を適用する場合がある。

※補講に関しては1時間につき2,000円として受講者負担とする。

補講の当日キャンセルについては、補講代金と同額のキャンセル料が発生する。

自然災害によるキャンセル及び当校事由を除く

②支払方法

受講料及びテキスト代は当校窓口現金支払い及び指定口座へ振り込み。

- (2)求職者支援訓練及び公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合
  - ①費用

受講料0円、テキスト代6,000円(税別)。

※補講に関しては1時間につき1,000円として受講者負担とする。

補講の当日キャンセルについては、補講代金と同額のキャンセル料が発生する。

自然災害によるキャンセル及び当校事由を除く

②支払方法

テキストの支払方法は、研修入校日に現金支払い。

- (3)宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合
  - ①費用

受講料0円、テキスト代6,000円(税別)。

※補講に関しては1時間につき1,000円として受講者負担とする。

②支払方法

テキストの支払い方法は、研修入校日に現金払い。

- ・修了証明書の再発行について
- ①費用

修了証明書再発行2,000円(税別)

②支払方法

現金支払い及び指定口座へ振り込み。

- 19 解約条件及び返金の有無
  - (1)通信で介護職員初任者研修を受講する場合

解約および返金は受講開始日前日までとする。受講開始後の返金はなし。

- (2)求職者支援訓練及び公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合解約条件及び返金は特になし。
- (3)宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合解約条件および反命は特になし。

#### 20 受講中の事故等への対応

(1)通信で介護職員初任者研修を受講する場合

研修期間中の事故等については、自己責任とし、各自での保険加入を推奨する。

事業所側の過失による事故等については事業所側が対応する。

(2)求職者支援訓練及び公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合 研修期間中の事故等については、当校が負担する求職者支援訓練生補償制度において、疾病補償及び賠償責任補償を行う。

(3)宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合 研修期間中の事故等については、自己責任とし、各自での保険加入を推奨する。 事業所側の過失による事故等については事業所側が対応する。

## 21 個人情報の取扱い

学則-別添2 個人情報の取扱いについて 参照

## 22 修了証明書再発行の方法

修了証明書の亡失・き損や氏名の変更により、修了者から修了証明書再発行の求めがあった場合、公的証明により本人確認の上、修了証証明書の再発行又は証明書を交付する。

23 情報の開示を行うホームページURL http://www.livebusiness.jp/

24 研修責任者の役職・氏名及び連絡先

研修責任者:代表社員 石川 泰徳

〒880-0051

宮崎県宮崎市江平西一丁目2番27号

TEL: 0985-71-6287 FAX: 0985-71-6671

25 研修担当者の役職・氏名及び連絡先

研修担当者:校長 神山 由佳

₹880-0051

宮崎県宮崎市江平西一丁目2番27号

TEL: 0985-71-6287 FAX: 0985-71-6671

26 法人の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

法人の苦情対応者:校長 神山 由佳

₹880-0051

宮崎県宮崎市江平西一丁目2番27号

TEL: 0985-71-6287 FAX: 0985-71-6671

27 事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

事業所の苦情対応者:校長 神山 由佳

 $\mp 880-0051$ 

宮崎県宮崎市江平西一丁目2番27号

TEL: 0985-71-6287 FAX: 0985-71-6671

- 28 その他研修に関する必要事項
  - (1)通信で介護職員初任者研修を受講する場合
  - 学則-別添3 誓約書 ・ 学則-別添4 受講申込書 の提出
  - (2)求職者支援訓練及び公共職業訓練で介護職員初任者研修を受講する場合
  - 学則-別添3 誓約書 の提出
  - (3)宮崎県障害福祉課委託研修で介護職員初任者研修を受講する場合
  - 学則-別添3 誓約書 の提出

[附則]

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「断制!!
- この学則は、平成25年8月6日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「附則」
- この学則は、平成25年10月6日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「附則」
- この学則は、平成25年10月22日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「附則」
- この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「附則」
- この学則は、平成26年6月1日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「附則「
- この学則は、平成26年11月1日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「附則」
- この学則は、平成27年8月27日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「附則「
- この学則は、平成27年10月23日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。 「附則」
- この学則は、平成27年10月27日(1505)から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。

[附則]

- この学則は、平成28年3月1日から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。
- この学則は、平成29年6月12日(1701)から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。

「附則」

この学則は、平成29年7月27日(1705)から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。

[附則]

この学則は、平成30年2月9日(1802)から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。

「附則」

この学則は、平成31年4月15日(1901)から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。

[附則]

この学則は、令和2年4月15日(2001)から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。

# [附則]

この学則は、令和4年4月11日(2201)から施行する。ただし、研修内容に変更及び追加等があった場合改訂更新する。